

鳥取県告示第 553 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 8 月 1 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 会長 石谷雅文	鳥取市富安二丁目 104-2	鳥取市社会福祉協議会青谷事業所 し いの実	鳥取市青谷町露谷 53-5	介護予防通所介護	平成 20 年 8 月 1 日